

## 指定介護老人福祉施設ファミリーイン堀之内

### 【重要事項説明書】

<令和7年4月1日 現在>

1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口(9:00~18:00)  
電 話 042-679-1161  
担 当 生活相談員(ご不明な点は、何でもお尋ねください。)

2. 指定介護老人福祉施設 ファミリーイン堀之内の概要

(1)事業者の名称・所在地など

事業所番号	1372901452
事業所名	ファミリーイン堀之内
所在地	〒192-0355 東京都八王子市堀之内 1206 番地

(2)事業者の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
施 設 長	社会福祉主事	1		1
配 置 医 師	医 師		1	1
生 活 相 談 員	介護支援専門員	1		1
	社会福祉主事	1		1
	社会福祉士	1		1
管 理 栄 養 士	管理栄養士	1		1
調 理 員	調理師など	9	2	11
機能訓練指導員	柔道整復師など	1	2	3
介護支援専門員	介護支援専門員	1		1
事 務 職 員		3		3
看 護 職 員	看 護 師	3	1	4
	准 看 護 師	1		1
介 護 職 員	介護福祉士 介護職員基礎研修修了者	27	4	31
そ の 他 の 職 員		1	15	16

(3) 事業者の設備などの概要

定 員	100 名	静 養 室	1 室 2 床
居 室	多 床 室 (4 人部屋)	14 室 (1 室 47.00 m <sup>2</sup> )	医 務 室 1 室
	多 床 室 (2 人部屋)	12 室 (1 室 27.00 m <sup>2</sup> )	食 堂 2 室
	従来型個室 (1 人部屋)	20 室 (1 室 17.70 m <sup>2</sup> )	談 話 室 2 室 (食堂兼用)
浴 室	個浴槽と座位式機械浴槽・臥床式機械浴槽があります。	機能訓練室	1 室

3. 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金 (基本サービス料金)

	介護保険適用時の 1 日 あたりの自己負担額 (1 割負担の場合) (多床室・従来型個室とも 同じ金額)	介護保険適用時の 1 日 あたりの自己負担額 (2 割負担の場合) (多床室・従来型個室とも 同じ金額)	介護保険適用時の 1 日 あたりの自己負担額 (3 割負担の場合) (多床室・従来型個室とも 同じ金額)
要介護度 1	¥ 629. - /日	¥ 1,258. - /日	¥ 1,887. - /日
要介護度 2	¥ 704. - /日	¥ 1,408. - /日	¥ 2,112. - /日
要介護度 3	¥ 782. - /日	¥ 1,564. - /日	¥ 2,346. - /日
要介護度 4	¥ 857. - /日	¥ 1,713. - /日	¥ 2,570. - /日
要介護度 5	¥ 931. - /日	¥ 1,861. - /日	¥ 2,791. - /日

上記金額以外に事業体制が整備されている場合は下記の項目が加算されることとなります。

\* 看護体制加算 (I)

常勤の看護師を 1 名以上配置しています。

適用時 1 日あたり ¥5.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥9.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥13.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

\* 看護体制加算 (II)

常勤の看護師を基準より 1 名以上配置しています。また看護職員と 24 時間の連絡体制を確保しています。

適用時 1 日あたり ¥9.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥17.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

- 適用時 1 日あたり ¥26.- の加算となります。(3 割負担の場合)
- \* 夜勤職員配置加算(Ⅰ)  
夜勤を行う職員を基準より 1 名以上配置しています。  
適用時 1 日あたり ¥14.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥28.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥42.- の加算となります。(3 割負担の場合)
  - \* 夜勤職員配置加算(Ⅲ)  
夜勤を行う職員を基準より 1 名以上配置しています。その中に喀痰吸引などの実施ができる介護職員を配置しています。  
適用時 1 日あたり ¥17.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥34.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥51.- の加算となります。(3 割負担の場合)
  - \* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35%以上となっています。  
適用時 1 日あたり ¥24.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥47.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥71.- の加算となります。(3 割負担の場合)
  - \* サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上となっています。  
適用時 1 日あたり ¥20.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥39.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥58.- の加算となります。(3 割負担の場合)
  - \* サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上または利用定員・人員基準に適合し、かつ看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上となっています。  
適用時 1 日あたり ¥7.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥13.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥20.- の加算となります。(3 割負担の場合)
  - \* 日常生活継続支援加算  
新規入所利用者の要介護状態区分が要介護 4 若しくは要介護 5 の占める割合が 70%以上、新規入所利用者の日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の占める割合が 65%以上、新規入所利用者の喀痰吸引や経管栄養などを必要とする利用者の占める割合が 15%以上となっています。このうち、1 つの内容が適用となった場合、適用時 1 日あたり ¥39.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥77.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 日あたり ¥116.- の加算となります。(3 割負担の場合)

- ＊ 精神科医療養指導加算

認知症である利用者が全利用者数の3分の1を占める場合、精神科を担当する配置医師による定期的な療養指導を月に2回以上行います。

適用時1日あたり¥6.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1日あたり¥11.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1日あたり¥16.-の加算となります。(3割負担の場合)
- ＊ 科学的介護推進体制加算 (I)

施設のすべての利用者に係るデータを横断的に厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、それに基づき施設の特長やケアの在り方などを検証し、利用者のケアプランや計画への反映や見直し、施設のPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を図ります。

適用時1ヶ月あたり¥43.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥86.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥129.-の加算となります。(3割負担の場合)
- ＊ 科学的介護推進体制加算 (II)

科学的介護推進体制加算 (I) の要件を満たし、加えて疾病の状況などを厚生労働省に提出します。

適用時1ヶ月あたり¥54.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥107.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥161.-の加算となります。(3割負担の場合)
- ＊ 協力医療機関連携加算 (I)

協力医療機関が、利用者の病状が急変した場合などに、医師または看護職員が相談対応を行う体制や診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保しています。利用者の病状が急変した場合などに、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保しています。施設と協力医療機関との間で、利用者の病歴などの情報を共有する会議を定期的に行います。

適用時1ヶ月あたり¥107.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥214.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥321.-の加算となります。(3割負担の場合)
- ＊ 協力医療機関連携推進加算 (II)

施設と協力医療機関との間で、利用者の病歴などの情報を共有する会議を定期的に行います。

適用時1ヶ月あたり¥6.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥11.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥16.-の加算となります。(3割負担の場合)
- ＊ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関などとの間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応し

ます。医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加します。

適用時1ヶ月あたり¥11.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥22.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥32.-の加算となります。(3割負担の場合)

\* 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御などに係る実地指導を受けています。

適用時1ヶ月あたり¥6.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥11.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥16.-の加算となります。(3割負担の場合)

\* 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行います。見守り機器などのテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行います。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供し、ケアの質が確保された上で、職員の業務負担の軽減したことが確認されています。

適用時1ヶ月あたり¥107.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥214.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥321.-の加算となります。(3割負担の場合)

\* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行います。見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入します。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供します。

適用時1ヶ月あたり¥11.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥22.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥32.-の加算となります。(3割負担の場合)

下記に該当された場合は随時基本サービス料金に加算されることとなります。

\* 初期加算

入所後30日間は、¥32.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1日あたり¥64.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1日あたり¥96.-の加算となります。(3割負担の場合)

同様に、退院・外泊後(入院・外泊期間が30日を超えた場合のみ)も上記の加算算定となります。

＊ 安全対策体制加算

事故発生防止のための指針の整備、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備、事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的な実施を、外部研修を受講した安全対策担当者が中心となって、適切に実施します。  
 適用時入所時 1 回のみ ¥22.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
 適用時入所時 1 回のみ ¥43.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
 適用時入所時 1 回のみ ¥64.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 若年性認知症入所者受入加算

初老期における認知症利用者の受入れを行います。適用期間は利用者の 65 歳の誕生日の前前日までとします。  
 適用時 1 日あたり ¥129.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
 適用時 1 日あたり ¥257.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
 適用時 1 日あたり ¥385.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

入所前の医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所にすることが適当であると判断した場合の入所受入れをします。(入所した日から 7 日間を限度)  
 適用時 1 日あたり ¥214.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
 適用時 1 日あたり ¥428.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
 適用時 1 日あたり ¥641.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 認知症チームケア推進(Ⅰ)

利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 50%以上で、認知症介護の指導に係る専門的な研修などを修了している職員 を 1 名以上配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを構築します。対象利用者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防などに資するチームケアを実施し、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しなどを行います。

適用時 1 ヶ月あたり ¥161.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
 適用時 1 ヶ月あたり ¥321.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
 適用時 1 ヶ月あたり ¥481.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 認知症チームケア推進(Ⅱ)

利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 50%以上で、認知症の行動・心理症状に対応するチームを構築します。対象利用者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防などに資するチームケアを実施し、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度につ

いての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しなどを行います。  
適用時 1 ヶ月あたり ¥129.- の加算となります。(1 割負担の場合)  
適用時 1 ヶ月あたり ¥257.- の加算となります。(2 割負担の場合)  
適用時 1 ヶ月あたり ¥385.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 配置医師緊急対応加算

配置医師が事業者の求めに応じ、早朝・夜間または深夜、勤務時間外に事業者を訪問し利用者の診療を行います。

【早朝(6時～8時)・夜間の場合(18時～22時)】

適用時 1 回あたり ¥695.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,389.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥2,083.- の加算となります。(3 割負担の場合)

【深夜の場合(22時～6時)】

適用時 1 回あたり ¥1,389.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥2,777.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥4,166.- の加算となります。(3 割負担の場合)

【勤務時間外の場合(上記以外の勤務外の時間帯)】

適用時 1 回あたり ¥348.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥695.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,042.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 個別機能訓練加算(Ⅰ)

機能訓練指導員を配置し、関連部署と協働して個別機能訓練計画の作成を行い、計画に基づいた個別機能訓練を行います。

適用時 1 日あたり ¥13.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥26.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥39.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 個別機能訓練加算(Ⅱ)

個別機能訓練計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のための情報活用を行います。

適用時 1 ヶ月あたり ¥22.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥43.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥64.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 個別機能訓練加算(Ⅲ)

個別機能訓練計画の内容などの情報を厚生労働省に提出するとともに、口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を関係職種間で相互に共有し、機能訓練の適切かつ有効な実施のための情報活用を行います。

適用時 1 ヶ月あたり ¥22.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥43.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥64.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)

外部のリハビリテーション専門職などと連携し関連部署と協働して、助

言を受ける体制を構築し、助言を受けたうえで、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画の作成を行い、ICTなどを活用した動画などにより、利用者の状態を把握し、生活機能向上を図ります。

適用時1ヶ月あたり¥107.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥214.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥321.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

外部のリハビリテーション専門職などと連携し関連部署と協働して、助言を受ける体制を構築し、助言を受けたうえで、生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画の作成を行い、訪問して生活機能向上を図ります。

適用時1ヶ月あたり¥214.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥428.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥641.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 排せつ支援加算(Ⅰ)

排泄に介護を要する利用者のうち、要介護状態の軽減の見込みについて、配置医師、または適宜医師と連携した看護職員が評価し、その評価結果などを厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっての情報を活用します。多職種が排泄に介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し実施します。

適用時1ヶ月あたり¥11.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥22.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥32.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 排せつ支援加算(Ⅱ)

排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、排泄に介護を要する利用者のうち、要介護状態の軽減の見込まれる利用者について、入所時などと比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたはオムツの使用がなくなった場合。

適用時1ヶ月あたり¥16.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥32.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥48.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 排せつ支援加算(Ⅲ)

排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、排泄に介護を要する利用者のうち、要介護状態の軽減の見込まれる利用者について、入所時などと比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつオムツの使用がなくなった場合。

適用時1ヶ月あたり¥22.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥43.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥64.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を1名以上配置し、関連部署と協働して利用者の摂食・嚥下

機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を行うとともに食事の観察を週3回以上実施し、栄養状態や嗜好などを踏まえた食事の調整を実施します。利用者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用します。

適用時1日あたり¥12.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1日あたり¥24.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1日あたり¥36.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 経口移行加算

経管栄養から経口による食事の摂取が可能と配置医師が判断した場合は、関連部署と協働して管理栄養士が経口移行計画を作成します。そしてその計画に基づき栄養管理を実施します。(原則として180日以内)

適用時1日あたり¥30.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1日あたり¥60.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1日あたり¥90.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 経口維持加算(I)

経口で食事を行っているが、摂食機能障害があり誤嚥が認められる利用者に対して、配置医師または歯科医師の指示に基づき、関連部署と協働して利用者の栄養管理をするための食事の観察及び会議などを行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成します。そしてその計画に基づき栄養管理を実施します。

適用時1ヶ月あたり¥428.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥855.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥1,282.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 経口維持加算(II)

利用者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議などに、配置医師、歯科医師、歯科衛生士を加えて実施します。

適用時1ヶ月あたり¥107.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥214.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1ヶ月あたり¥321.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 再入所時栄養連携加算

利用者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、事業者の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、退院後の栄養管理に関する調整を行います。

適用時1回あたり¥428.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時1回あたり¥855.-の加算となります。(2割負担の場合)

適用時1回あたり¥1,282.-の加算となります。(3割負担の場合)

＊ 療養食加算

配置医師の指示により下記の疾病の療養食を提供します。

適用時1日あたり¥20.-の加算となります。(1割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥39.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥58.- の加算となります。(3 割負担の場合)

上記金額は、1 日 3 食提供した場合となります。

療養食…配置医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量  
及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、  
貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検  
査食

＊ 口腔衛生管理加算 (I)

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月 2 回以上行います。

適用時 1 ヶ月あたり ¥97.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥193.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥289.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 口腔衛生管理加算 (II)

口腔衛生管理加算 (I) の算定要件を満たし、口腔衛生などの管理に係  
る計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生などの管理の  
適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。

適用時 1 ヶ月あたり ¥118.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥235.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥353.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 褥瘡マネジメント加算 (I)

利用者の褥瘡発生と関連するリスクについて、多職種で協働し計画を作  
成し、褥瘡管理を実施するとともに、その内容を記録し定期的な評価と  
見直しを行います。その結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に  
当たっての情報などを活用します。

適用時 1 ヶ月あたり ¥4.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥7.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥10.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 褥瘡マネジメント加算 (II)

褥瘡マネジメント加算 (I) の要件を満たし、施設入所時などの評価の結  
果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者の褥瘡発生が見られな  
い場合。

適用時 1 ヶ月あたり ¥14.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥28.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥42.- の加算となります。(3 割負担の場合)

＊ 自立支援促進加算

利用者の自立支援のために、医師が特に必要な医学的評価を入所時に行  
うとともに、定期的に評価を見直し、自立支援に係る支援計画などの策  
定に参加します。医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、自立支援促  
進の適切かつ有効な情報を活用します。

適用時 1 ヶ月あたり ¥299.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥598.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥897.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 入院・外泊時などの料金の算定について

入所期間中に入院、または自宅などへ外泊した場合などの取り扱いについては、入院または外泊の期間の初日及び最終日を含まない 6 日間に限り 1 日につき、¥263.- の自己負担額となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥526.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥789.- の加算となります。(3 割負担の場合)

ただし、月をまたがる場合は、最大で 12 日間まで算定可となります。

\* 外泊時在宅サービス利用加算

利用者の居宅における外泊を認め、1 ヶ月に 6 日を限度として基本サービス料金に代わり、外泊時に事業者により提供される在宅サービスを利用することができます。

適用時 1 日あたり ¥598.- の自己負担額となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥1,196.- の自己負担額となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥1,794.- の自己負担額となります。(3 割負担の場合)

その場合、入院・外泊時などによる不在時の居室確保料金の算定は行いません。

\* 特別通院送迎加算

透析を要する利用者であって、やむを得ない事情がある方に対して、1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行います。

適用時 1 ヶ月あたり ¥635.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥1,269.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月あたり ¥1,903.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 新興感染症等施設療養費

利用者が、別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行います。1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定。

適用時 1 日あたり ¥257.- の自己負担額となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥513.- の自己負担額となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥769.- の自己負担額となります。(3 割負担の場合)

\* 退所時情報提供加算

医療機関へ退所する利用者について、退所後の医療機関に対して利用者を紹介する際、利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴などを示す情報を提供します。利用者 1 人につき 1 回に限り算定。

適用時 1 回あたり ¥267.- の自己負担額となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥534.- の自己負担額となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥801.- の自己負担額となります。(3 割負担の場合)

\* 退所時栄養情報連携加算

特別食を必要とする利用者または低栄養状態にあると医師が判断した

利用者の栄養管理に関する情報を、管理栄養士が退所先の医療機関などに提供します。

適用時 1 ヶ月に 1 回あたり ¥75.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月に 1 回あたり ¥150.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 ヶ月に 1 回あたり ¥225.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 退所前訪問相談援助加算

在宅復帰のための退所時に、退所後生活する居宅や他の社会福祉施設を訪問し、相談援助や連絡調整、情報提供などを行います。

適用時 1 回あたり ¥492.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥983.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,474.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 退所後訪問相談援助加算

在宅復帰のための退所後 30 日以内に、退所後生活する居宅や他の社会福祉施設を訪問し、相談援助を行います。

適用時 1 回あたり ¥492.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥983.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,474.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 退所時相談援助加算

在宅復帰のための退所時に、退所後生活するにあたり、退所後の居宅サービスなどについて相談援助を行い、かつ介護状況を示す文書を添えて情報提供などを行います。

適用時 1 回あたり ¥428.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥855.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,282.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 退所前連携加算

在宅復帰のための退所時に、退所に先立って利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して介護状況を示す文書を添えて情報提供などを行い、かつ退所後の居宅サービスなどの利用に関する連絡調整を行います。

適用時 1 回あたり ¥534.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,068.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 回あたり ¥1,602.- の加算となります。(3 割負担の場合)

\* 看取り介護加算 (I)

配置医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)からの希望があり、配置医師や関連部署が協働で作成した看取り介護同意書や看取り介護計画書を説明し同意を得られた場合はその人らしさを尊重した看取り介護を行います。(死亡前 45 日を限度)

【死亡日 45 日前から 31 日前】

適用時 1 日あたり ¥77.- の加算となります。(1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥154.- の加算となります。(2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥231.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日 30 日前から 4 日前】**

適用時 1 日あたり ¥154.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥308.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥462.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日前前日から前日】**

適用時 1 日あたり ¥727.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥1,453.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥2,179.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日】**

適用時 1 日あたり ¥1,367.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥2,734.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥4,101.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**\* 看取り介護加算 (Ⅱ)**

配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、事業者内で実際看取った場合適用となります。

**【死亡日 45 日前から 31 日前】**

適用時 1 日あたり ¥77.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥154.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥231.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日 30 日前から 4 日前】**

適用時 1 日あたり ¥154.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥308.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥462.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日前前日から前日】**

適用時 1 日あたり ¥833.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥1,666.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥2,499.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

**【死亡日】**

適用時 1 日あたり ¥1,688.- の加算となります。 (1 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥3,375.- の加算となります。 (2 割負担の場合)

適用時 1 日あたり ¥5,063.- の加算となります。 (3 割負担の場合)

その際、在宅酸素吸入器などを使用した場合は、自費となります。

利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)からの希望があった場合は、死亡後の処置(エンゼルケア)を行います。

死亡後の処置(エンゼルケア)を行った場合、¥20,000.- となります。

事業所で用意した浴衣・白布・化粧品などを使用した場合、¥2,000.- となります。

**\* 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)**

介護職員の確保・定着につなげ、経験・技能のある介護職員に重点化し

つつ、その他の介護職員、その他の職種への処遇改善に向けた取り組みを行います。

適用時、月額総単位数に14%を掛けたものに地域区分割合を掛け、そこから9割を差し引いた金額となります。(1割負担の場合)

適用時、月額総単位数に14%を掛けたものに地域区分割合を掛け、そこから8割を差し引いた金額となります。(2割負担の場合)

適用時、月額総単位数に14%を掛けたものに地域区分割合を掛け、そこから7割を差し引いた金額となります。(3割負担の場合)

- \* 安全対策体制や高齢者虐待防止措置、身体的拘束廃止や栄養ケア・マネジメントの体制が未実施、事業継続計画の未作成、人員配置が不足していた場合は単位数が減算となる場合があります。
- \* 介護保険適用時に1日あたりの自己負担額は単位数合算後の算出と多少の差が生じる場合があります。
- \* 原則として、介護保険適用時は所得状況などに応じて1割から3割の負担となりますが、保険者からの給付制限がある場合は、保険者の指示に従うものとします。

(2) 所定料金 (介護保険法での基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業者と利用者の契約に基づくもの)

① 居住費 (室料及び光熱水費相当)

利用料負担段階	従来型個室 (1人部屋) の1日あたりの負担限度額	多床室 (4人部屋) の1日あたりの負担限度額
第1段階	¥ 380.-	¥ 0.-
第2段階	¥ 480.-	¥ 430.-
第3段階	¥ 880.-	¥ 430.-
第4段階	¥ 1,231.-	¥ 915.-

- \* ただし、平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引続き従来型個室に入所されている利用者については、当分の間多床室 (4人部屋) に掛かる自己負担額とします。
- \* 平成17年10月1日以後に従来型個室に入所された利用者であって、次のいずれかに該当した場合は、従来型個室を利用した場合でも多床室 (4人部屋) に掛かる自己負担額とします。
  - ・ 配置医師が感染症、終末期などにより従来型個室への入所の必要があると判断した場合。(当該個室への入所期間が30日以内)
  - ・ 配置医師が、著しい精神症状などにより他の同室者の心身状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると判断した場合。
- \* 入院・外泊時などの料金の算定について  
 入所期間中に入院、または自宅などへ外泊した場合などの取り扱いについては入院または外泊の期間の初日及び最終日を含まない6日間に限り、1日につき居住費 (室料及び光熱水費相当) と同様の料金の負担となり

ます。ただし月をまたぐ場合は、最大で12日間まで算定可となります。

- \* 入院・外泊時などによる不在時の居室確保料金の算定について  
 入院または外泊などなどで不在の場合、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)の希望により、不在日より3ヶ月間(入院または外泊期間の初日及び最終日を含まない6日間、月をまたがる場合は、最大で12日間を除いた期間)、所定の居住費料金を負担していただくことで、居室の確保ができます。

適用時、従来型個室(1人部屋)の場合、1日あたり¥1,171.-

多床室(4人部屋)の場合、1日あたり¥855.-となります。

令和6年8月1日以降は、従来型個室(1人部屋)の場合、1日あたり¥1,231.- 多床室(4人部屋)の場合、1日あたり¥915.-となります。

ただし、利用料負担段階が1段階の利用者には適用しないこととします。

- \* 入院・外泊時などは、介護保険法に基づき、使用されていたベッドは指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所介護の空床ベッドとなる場合もあります。退院・帰園された時点で、ある期間、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所介護の空床ベッドを利用していただくこともありますので、予めご了承ください。居室確保料金を負担している期間は、上記内容は適用されません。

② 食費(食材料費及び調理費相当)

利用料負担段階	1日あたりの負担限度額
第1段階	¥ 300.-
第2段階	¥ 390.-
第3段階①	¥ 650.-
第3段階②	¥ 1,360.-
第4段階	¥ 1,900.-

- \* 入院・外泊時の食費に関しては、朝・昼・夕食の3食とも召し上がらなかった場合はかかりません。

(3) その他の料金(希望時)

- ① 理容料金 1回 ¥ 1,800.-
- 美容料金(カットのみ) 1回 ¥ 2,100.-
- ② 生活日用品料金 1ヶ月 ¥ 2,100.- (1日 ¥70.-計算)
- ③ 口座管理料金 1ヶ月 ¥ 3,000.- (1日 ¥100.-計算)
- ④ 立替金・小口現金管理料金 1ヶ月 ¥ 1,500.- (1日 ¥50.-計算)
- ⑤ テレビなど電気料金(1品につき) 1ヶ月 ¥ 2,100.- (1日 ¥70.-計算)
- ⑥ 通信料金 1ヶ月 ¥ 200.-
- ⑦ 所持品預り・保管料金 1ヶ月 ¥ 100.-
- ⑧ 所持品処分代行料金 1回 ¥ 1,500.-
- ⑨ サービス記録及び書類再発行料金 1件 ¥ 200.-
- ⑩ 自動引き落とし手数料料金 1回 ¥ 500.-

- ⑪ 死亡後の処置料金(エンゼルケア) 1回 ¥ 20,000.-
- ⑫ エンゼルケア物品使用料金 1セット ¥ 2,000.-
- ⑬ その他 上記以外に、レクリエーション・送迎サービス、生活日用品以外の買い物サービスなどは実費負担になります。

(4) 負担額の軽減制度など

居住費、食費の負担限度額認定や社会福祉法人による利用者負担軽減制度、高額介護サービス費の支給、医療費控除の還付など、様々な負担額の軽減制度があります。生活相談員までご相談ください。

4. 退所の手続き

(1) 利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。在宅復帰するための退所時などの相談援助は介護保険法に基づき、別途費用が掛かります。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- \* 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- \* 利用者が死亡した場合
- \* 利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)が契約を締結しなかった場合
- \* 利用者が要介護認定の更新で要介護状態区分などが非該当(自立)または要支援1,2と認定された場合
- \* 平成27年4月1日以降に入所した利用者が要介護認定の更新で要介護状態区分などが要介護1,2と認定され、特例入所の要件に該当しない場合

(3) その他

下記の場合は、契約を終了し退所していただく場合があります。

- \* 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- \* 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、入院または外泊などで不在の場合において利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)が居室の確保を希望しなかった場合
- \* 利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)が、事業者や従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- \* やむを得ない事情により事業者が閉鎖または縮小する場合

(4) 所持品の返却

所持品は退所時に身元引受人または成年後見人(近親者など)が速やかにお引き取りください。身元引受人または成年後見人(近親者など)からの希望があった場合は、事業者が処分を代行します。別途費用が掛かります。

## 5. 事業者のサービスの特徴など

### (1) 運営方針

事業者は施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、食事、入浴、排泄などの介護、相談及び援助、社会生活上の介護、健康管理及び療養上の介護、日常生活継続支援、サービス提供体制の強化、看護体制の確保、喀痰吸引などの実施ができる夜勤職員の配置、個別機能訓練や生活機能向上のための連携、若年性認知症利用者の受入れ、退所時などの相談援助、栄養マネジメント（経口摂取への移行・維持、療養食の提供、低栄養リスクの改善）、口腔衛生の管理体制整備、口腔機能の維持管理、看取り介護、認知症行動・心理病状の緊急対応、身体拘束廃止に向けた取り組みとその適正化、緊急時などの対応、事故発生または再発の防止、災害時での地域との連携強化、介護職員などの処遇改善を行うことにより、利用者がその有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

### (2) サービスの利用のために実施している事項

- \* 感染症や災害が発生した場合の業務継続計画の策定
- \* 高齢者虐待の防止や早期発見に向けた事業者の従業者への研修の実施及び同性介護の推進
- \* 介護事故に対する安全管理に向けた取り組み、委員会の設置
- \* 身体拘束の適正化に向けた指針の作成、委員会の設置、事業者の従業者への研修
- \* 無資格の直接処遇を行う職員に向けた認知症介護基礎研修への参加の推進
- \* 利用者の病状の変化などの緊急時において、配置医師との連携を図り、具体的な対応方法の作成と見直し
- \* 褥瘡予防に向けた取り組み、委員会の設置と研修会の実施
- \* 感染症予防に向けた取り組み、委員会の設置と研修会の実施
- \* 看取り介護に向けた教育の取り組み及び指針の見直し
- \* 介護職員による口腔内の喀痰吸引など、医療安全行為に向けた取り組み
- \* 福祉サービス第三者評価の定期的な受審とその結果の情報開示
- \* 各サービスマニュアルの作成、見直し
- \* 障害者の雇用確保や労働環境の整備、社会参加や自立支援の推進
- \* 職場におけるハラスメントの防止のための体制の整備と相談窓口の設置とその周知

### (3) 事業者利用にあたっての重要事項

- \* 面会 原則として 9 : 00～17 : 00
- \* 外出・外泊 原則として申請を 1 日前にしていなければいつでも可能です。
- \* 飲酒・喫煙 決められた時間・場所で可能です。  
受動喫煙防止の観点から館内は禁煙です。
- \* 金銭・貴重品の管理 預り金以外の金銭・貴重品の管理は、原則、自己責任となります。紛失などの事象が発生した場合、事業者は責任を負いかねます。
- \* 事業者外での受診 生活相談員までご相談ください。

(4) 事業者利用にあたっての禁止事項

- \* けんか、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること。
- \* 政治活動、宗教、習慣などにより、自己の利益のために他人の事由を侵害したり他人を排撃したりすること。
- \* 指定した場所以外で火気を用いること。
- \* 事業者の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害すること。
- \* 故意または無断で、事業者若しくは備品に損害を与え、またはこれらを事業者以外に持ち出すこと。

6. 緊急時の対処方法

- \* 利用者は、身体の状態の急激な変化などで緊急に事業者の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコールなどで事業者の対応を求めることができます。
- \* 事業者は、ナースコールなどで利用者から緊急の要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
- \* 事業者は、利用者の容体の変化などの緊急時において、配置医師との連携を図るとともに対応方法を定め、必要な処置を講ずるほか、予め届けられた身元引受人または成年後見人(近親者など)に速やかに連絡します。
- \* 事業者は、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)から、予め看取り介護などの希望が確認できている場合は、その意向に沿う対応とします。

\* 協力医療機関一覧

配置医師 (産業医兼務)	多摩丘陵病院 住所：町田市下小山田 1401
救急指定病院 (総合診療)	まちだ丘の上病院 住所：町田市小野路町 11-1
歯科	佐藤歯科医院 住所：八王子市散田町 2-70-9

## 7. 非常災害対策

### \* 非常災害時の対応

事業者は、BCP 計画(事業継続計画)に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携を整備します。非常災害時などは災害用伝言ダイヤルを使用し、身元引受人または成年後見人(近親者など)に利用者の安否などの情報を提供します。

事業者が災害などで施設機能を損ない、利用者を緊急避難する場合などは、身元引受人または成年後見人(近親者など)に、速やかに事業者にお越しいただく場合があります。

### \* 防火設備

スプリンクラーや自動通報装置など、消防法に基づく設備を設置しています。

### \* 防災訓練・避難訓練・救出訓練など

防災計画に基づき、月に1回実施します。

### \* 防火管理者 施設長

## 8. 事故発生時の対処方法

\* 事業者は、事業者内で起きた事故などによって、利用者の容体の変化などがあつた場合は、配置医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、予め届けられた身元引受人または成年後見人(近親者など)の連絡先に速やかに連絡するとともに事故の状況及び事故に際してとつた処理について記録します。

\* 事業者は、事業者内で起きた事故などに関して、専任の担当者を置き、事故発生を防止するための安全対策を講じるとともに、身元引受人または成年後見人(近親者など)にその状況や再発防止策を説明するとともに管轄保険者に報告します。

\* 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に対して、その損害を保険の範囲で賠償します。

\* 利用者が、他の利用者または事業者及び従業者に対して、生命・身体及び精神・財産に損害を及ぼした場合は、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)がその損害を賠償します。損害賠償責任の範囲については、具体的な事象発生時に別途協議し、双方誠意をもって対応することとします。

## 9. サービス内容の評価

\* 事業者は、事業者の提供するサービス内容について、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に定期的に聞き取りを行い、サービス内容の評価を行います。

\* 事業者は、福祉サービス第三者評価制度を活用し、第三者の視点から事業者の提供するサービス内容を評価する審査を定期的に受審し、その評

評価結果を開示します。

- \* 受審評価機関 : 株式会社 WASUP(ワズアップ)
- 認証評価機関番号 : 機構 24-272
- 訪問調査日 : 令和6年11月20日

評価結果の開示状況: ファミリーイン堀之内 1階事務室受付にて開示

## 10. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 施設における利用者の相談・苦情担当

苦情受付責任者 生活相談員 電話番号 042-679-1161  
苦情解決責任者 施設長

### (2) 相談・苦情対応の手順と役割

苦情受付責任者

- \* 利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)からの相談・苦情の受付
- \* 相談・苦情内容の調査と確認
- \* 苦情解決責任者への報告
- \* 苦情解決に向けての事業者内協議
- \* 苦情解決の事務処理(記録と行政報告)  
苦情解決責任者
- \* 利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)からの相談・苦情内容の把握
- \* 事業者内苦情解決委員による調査結果に基づく、解決へ向けての話し合いの設定
- \* 関係機関への報告と協議
- \* 第三者委員への相談、改善状況の報告
- \* 行政機関への解決の斡旋依頼
- \* 関係会議、理事会、評議員会への報告

### (3) 事業者以外に、管轄保険者及び東京都国民健康保険団体連合会でも相談・苦情を受付けています。

- \* 八王子市 高齢者福祉課 電話番号 042-620-7420
- \* 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用  
受付時間 平日 9:00~17:00 電話番号 03-6238-0177

## 11. 社会福祉法人 清心福祉会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清心福祉会

代表者役職・氏名 理事長 高木 順一

本部所在地・電話番号 〒192-0012 東京都八王子市左入町 373 番地 1

電話番号 042-692-1121

F A X 042-692-1152

実施・運営している 事業所	1. 通所介護事業所	5ヶ所
	2. 介護老人福祉施設	4ヶ所
	3. 短期入所生活介護事業所	4ヶ所
	4. 居宅介護支援事業所	2ヶ所
	5. 地域包括支援センター	3ヶ所
	6. 高齢者見守り相談窓口事業所	1ヶ所
	7. 保育所	23ヶ所
	8. 保育所分園	1ヶ所
	9. 学童保育所	4ヶ所

1 2. 利用者負担料金表及び確認書

- (1) 理容料金 1回 ¥1,800.- (カットのみ) となります。  
美容料金 1回 ¥2,100.- (カットのみ) となります。  
1回 ¥5,200.- (カット・カラー) となります。

利用方法を下記より選択してください。

- \_\_\_\_\_ヶ月ごとに実施してください。  
 事業者の判断により実施を依頼します。  
 身元引受人または成年後見人(近親者など)が実施します。

- (2) 生活日用品料金 1ヶ月 ¥ 2,100.- (1日 ¥70.-計算)

日常生活における日用品を事業者が用意します。

【生活日用品料金確認書】を利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に配布し、文書で同意を得ることとします。利用者が入院・外泊などで事業者を不在にしている期間の料金は掛かりません。

- (3) 口座管理料金 1ヶ月 ¥ 3,000.- (1日 ¥100.-計算)

事業者が利用者の口座を管理し、利用料などの出納・支払の代行を行います。

【預り金品管理依頼書】を利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に配布し、文書で同意を得ることとします。

利用者が入院・外泊などで事業者を不在にしている期間も料金は掛かります。3ヶ月に1回程度、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に金銭出納簿を配布します。

- (4) 立替金・小口現金管理料金 1ヶ月 ¥ 1,500.- (1日 ¥50.-計算)

事業者が立替金を用意または利用者の小口(少額)現金を管理し、医療費・調剤費などの支払の代行を行います。

【預り金品管理依頼書】を利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に配布し、文書で同意を得ることとします。

利用者が入院・外泊などで事業者を不在にしている期間も料金は掛かります。

- (5) 自動引き落とし手数料金 1回 ¥ 500.-

利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)から希望があった際は

当月の合計額及び医療費・調剤費などの支払の代行を行った金額を指定口座から自動引き落としを行います。

- (6) テレビなど電気料金(1品) 1ヶ月 ¥ 2,100.- (1日 ¥70.-計算)  
電気コンセントに常時接続されている物品に限ります。  
電動ベッド・エアマット・吸引機・在宅酸素吸入器などの電気料金は掛かりません。
- (7) 通信料金 1ヶ月 ¥ 200.-  
回数の有無や限度に関わらず上記費用が掛かります。  
事業者が発行する請求書や領収書以外に発生する転送郵便や各同意書などの返信郵送、利用者が事業者内の電話回線やインターネット回線を利用する費用となります。
- (8) 所持品預り・保管料金(1品) 1ヶ月 ¥ 100.-  
居室や床頭台に収まらない私物を事業者内の共用部に保管します。
- (9) クリーニング料金  
事業者内で洗濯・乾燥できる衣類の料金は掛かりません。  
事業者内で洗濯できない衣類(ウールなど)は、専門のクリーニング業者での対応となります。料金はクリーニングの内容により異なりますが、実費負担とします。
- (10) レクリエーション料金  
クラブや居酒屋、外出行事に参加された際、その材料料金・参加料金などが掛かる場合があります。
- (11) 各種送迎料金  
協力病院への送迎料金は掛かりません。ただし、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)の希望される医療機関への送迎や、美容院などへの送迎は有料となります。希望される場合は車輛調整の関係上、事前に生活相談員までご相談ください。
- ① 車輛使用サービス(車輛の運転は施設職員に限ります)  
\* 日中 9:00~17:00 ¥ 1,000.-/時間  
早朝または17時以降 ¥ 1,500.-/30分毎  
\* 高速道路料金、ガソリン代などは別途徴収となります。
- ② 付添いサービス(外出した際、職員が付添いを行った場合)  
\* 職員1名が付添いをした場合の料金となります。  
\* 日中 9:00~17:00 ¥ 1,000.-/時間  
早朝または17時以降 ¥ 1,500.-/30分毎

(12) 買い物代行・修理代行料金

利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)から希望があった際は生活日用品以外の買い物や私物の修理代行を行います。  
 料金は実費負担とします。利用者も外出する場合は、各種送迎料金が掛かります。

(13) サービス記録及び書類再発行料金 1通 ¥ 200.-

\* サービス提供終了後2年間を経過した記録は交付することができません。

書 類	備 考
サービス実施記録	再発行はしません(複写のみ)
請求書	再発行はしません(複写のみ)
領収証・利用料など明細書	再発行はしません(複写のみ)

(14) 所持品処分代行料金 1回 ¥ 1,500.-

退所後の所持品は、身元引受人または成年後見人(近親者など)が速やかにお引き取りください。身元引受人または成年後見人(近親者など)からの希望があった場合は、事業者が処分を代行します。

(15) お支払いについて

- ① 事業者は、当月の合計額の請求書に明細を付して、翌月 12 日までに利用者及び身元引受人(近親者など)に通知します。
- ② 利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)は、
  - 当月の料金の合計額を翌月 25 日までに、事業者の口座に振り込みます。(20 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の前営業日までに、振込名は利用者の氏名で振り込みます。)
  - 当月の料金の合計額を翌月 25 日に、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)の指定した口座より引き落とししてください。(20 日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日に、引き落とししてください。)
  - 当月の料金の合計額を翌月 25 日までに、事業者に持参します。その際は、別紙入金依頼書に必要事項を記入し、事業者と利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)の双方で保管します。
    - \* 事業者には釣銭の用意がないため、請求書に記載された金額を持参することとします。
    - \* 持参する時間は、面会時間 9:00~17:00 の間のみとします。
- ③ 事業者は、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)から料金の支払いを受けた際は、領収証を発行します。領収証は、翌月の請求書を通知する際に同封します。ただし、請求書、領収証などの再発行はしません。

指定介護老人福祉施設ファミリーイン堀之内の入所にあたり、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

契約締結日 令和 年 月 日  
契約者氏名  
事業者  
(事業者名) ファミリーイン堀之内 (事業所番号 : 1372901452)  
(住所) 東京都八王子市堀之内 1206 番地  
(代表者名) 施設長 清水 正喜 印  
  
説明者 所属 ファミリーイン堀之内  
印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護老人福祉施設ファミリーイン堀之内についての重要事項の説明を受けました。

利用者  
(氏 名) 印

下記の□のいずれかに☑をご記入願います。

身元引受人及び連帯保証人  
(住所)  
(氏 名) 印  
(続 柄)

成年後見人 ・  保佐人 ・  補助人  
(住所)  
(氏 名) 印  
(続 柄)